

## 2. 伯耆町地域自治活動交付金交付要綱の一部改正について

例年、5月1日を基準に各集落から報告される自治会加入世帯数を基準に算定している地域自治活動交付金について、要綱を次のとおり改正します。

### (1)改正の概要

これまで年間交付額を2分の1に分け、6月と11月に交付していましたが、これを『年2回』と表現を変更することにより、6月の支払時に概算で交付できるようになります。

改正後	改正前
(交付金の交付時期) 第6条 本交付金は、 <u>年2回に分けて交付する。なお、交付月については、毎年6月と11月に支払うこととする。</u>	(交付金の交付時期) 第6条 本交付金は、 <u>交付額の2分の1を、毎年6月と11月に支払うこととする。</u>

※下線部分を改正します。

### (2)改正の理由

毎年、自治会加入世帯数の報告を各集落へ依頼していますが、一部の集落で期限を過ぎても提出されない集落があり、6月支払時に年間交付額が算定できず、交付処理に支障をきたす場合があるため。

### (3)改正による効果

自治会加入世帯数の報告が遅れた場合でも、昨年の報告数等を参考に概算での年間交付額が算出でき、6月支払時に遅滞なく交付することができます。

その後、提出された自治会加入世帯数で年間交付額を確定させ、11月支払時に調整を行うことができるようになります。

### (4)改正の時期

令和2年4月中に改正を行い、令和2年6月支払分から適用する予定です。